

令和 8 年度文書集配業務委託契約書（案）

令和 8 年度文書集配業務委託について、那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、那覇市市長事務部局所管施設、上下水道局、消防局、那覇市立病院及び那覇市教育委員会が所管する施設の文書集配業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務の内容）

第 2 条 甲が乙に委託する業務内容及び方法は、この契約書及び令和 8 年度文書集配業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（契約金額）

第 4 条 本契約の委託料は 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、算出した額である。

（委託料の支払い）

第 5 条 本契約に係る各月の委託料の支払金額は別表のとおりとする。
2 乙は、前項に定められた委託料を、毎月書面により甲に請求するものとする。
3 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

（支払遅延）

第 6 条 甲は、自己の責に帰すべき理由により前条第 3 項の規定による支払を遅延した場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

（契約保証金）

第 7 条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を、那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号により免除する。

（乙の履行義務）

第 8 条 乙は、集配業務を遂行するにあたり、次の事項を厳守しなければならない。
(1) 乙は、仕様書に定めるとおり、甲の集配計画に従い甲の指定した時間、場所において、乙所有の車両を使用して集配業務を行う。
(2) 乙は、集配業務に従事する者の氏名をあらかじめ甲に届け出るものとする。
(3) 乙は、集配物が盗難、紛失又は損傷のないよう集配にあたるとともに、交通の安

全に十分配慮しなければならない。

- (4) 乙は、集配中に集配物の紛失があった場合、あるいは交通事故、その他の事情により通常の集配に支障が生じた場合は、直ちに甲に連絡するとともに、乙の責任において必要な措置を施さなければならない。
- (5) 乙は、集配従事者に対して、法令に定められた一切の雇用者としての義務を完全に履行するものとする。
- (6) 業務の遂行にあたり生じた集配従事者の災害等について、甲の責任に帰する理由による場合のほかは、乙がその責任を負うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、集配業務の遂行により知り得た甲の業務上の秘密を、いかなる場合でも外部に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。

(集配従事者の変更)

- 第10条 甲は、集配業務に従事する者について、適性を欠くと認められるときは、乙に対してその変更を求めることができる。
- 2 乙は、前項の甲の求めについて、誠意をもって対応するものとする。

(乙の賠償責任等)

第11条 乙は、業務の遂行にあたり、甲又は第三者が損害を被ったときは、甲又は第三者の責に帰する場合を除き、その損害賠償の一切の責を負うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第12条 乙は、本契約に定める権利義務を、甲の事前の承諾を得ることなくこれを第三者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が次の事項に該当する場合、書面をもって本契約を解除することができる。
- (1) 乙が本契約に違反したとき。
 - (2) 甲の信用を失墜するような行為があったとき。
 - (3) 乙の業務が不誠実と認められ、本契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。
- 2 正当な理由により、甲乙いずれかが本契約の解除を申し入れる場合は、1ヵ月の猶予期間を置くものとする。

(臨時の措置)

第14条 甲は、業務遂行にあたり緊急性があると認めるときは、乙に対して臨時の措置をとることができる。

(業務内容等の変更)

第15条 発注者は、必要があると認める場合は、令和8年度文書集配業務の内容を変更し、又は令和8年度文書集配業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、履行期間の変更を行うときは、当該業務に従事する者と労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由に基づき業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

3 第1項に規定する事由のほか、人件費等が契約年度当初の想定を上回った場合は、発注者と受注者が協議の上、単価等の見直しを行い、契約金額の変更をする必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

(契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙